

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木村 和正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上里鬼石線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>東原一〇番一地先まで</p>	<p>児玉郡神川町大字関口字中原八三番二地先から同郡同町大字関口字</p>	<p>区 間</p>
<p>一三・七四 ）</p>	<p>一〇・〇七 ） 一一・九六</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>二八・七四</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>歩道整備工事による。</p>		<p>備 考</p>